○復興庁告示第三十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第三十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第五十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第三十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第五十六号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第三十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第五十六号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第三十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（中島村復興推進計画（認定番号福島第五十七号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第三十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（三春町復興推進計画（認定番号福島第五十八号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第三十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第五十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第四十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第五十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第五十九号））に係る指定金融機関を平成二十七年七月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三井住友信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

○外務省告示第二百七十六号

国際連合安全保障理事会決議第千五百三十三号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十五年四月十二日、平成二十六年六月三十日及び平成二十七年二月五日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年外務省告示第千百一号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十七年七月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

追加・改正項目

平成十九年外務省告示第二百八十一号、平成十九年外務省告示第五百九号、平成十九年外務省告示第六百七号、平成十九年外務省告示第六百七十一号、平成二十年外務省告示第三百六十二号、平成二十一年外務省告示第四百二十号、平成二十三年外務省告示第五十五号、平成二十四年外務省告示第三十号及び平成二十五年外務省告示第五十八号により改正された平成十七年外務省告示第千百一号の別表を以下のとおり改正する。

A. 個人

1. エリック・バデン

ERIC BADEGE

（肩書）不明

（称号）不明

（生年月日）1971年

（出生地）不明

（確定可能な別名）不明

（確定に十分でない別名）不明

（国籍）コンゴ民主共和国

（旅券番号）不明

（身分登録番号）不明

（住所）不明

（リスト掲載日）2012年12月31日

2. フランク・カコレレ・ブワンバレ

FRANK KAKOLELE BWAMBALE

（肩書）不明

（称号）コンゴ民主共和国国軍（FARDC）将軍

（生年月日）不明

（出生地）不明